

## 令和5年第5回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和5年9月14日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 議	令和5年9月21日	午前10時00分
	閉 会	令和5年9月21日	午後2時49分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名                      欠 席 0 名                      欠 員 1 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	仲 程 清	出	9	仲宗根 須磨子	出
2	長 濱 功	〃	10	崎 浜 秀 昭	〃
3	山 川 竜	〃	11	比 嘉 由 具	〃
5	松 田 大 輔	〃	12	座間味 栄 純	〃
6	欠 員		13	喜 納 政 樹	〃
7	伊良波 勤	出	14	具志堅 勉	〃
8	具志堅 正 英	〃	15	松 川 秀 清	〃

※ 会議録署名議員

10番	崎 浜 秀 昭	11番	比 嘉 由 具
-----	---------	-----	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	上 原 正 史
教 育 長	知 念 正 昭	産 業 振 興 統 括 監	並 里 力
住民生活統括監兼総務課長	仲宗根 章	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	上 間 辰 巳
住 民 課 長	安 里 孝 夫	企 画 商 工 観 光 課 長	宮 城 健
子 育 て 支 援 課 長	崎 原 誠	健 康 づ く り 推 進 課 長	松 本 一 也
建 設 課 長	渡 久 地 要	農 林 水 産 課 長	平 安 山 良 信
上 下 水 道 課 長	知 念 毅	教 育 委 員 会 事 務 局 長	有 銘 高 啓

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	屋 富 祖 良 美	主 任 主 事	與 那 嶺 卓
---------	-----------	---------	---------

# 議 事 日 程

9月21日（木）4日目

日程番号	議案番号	件 名
1		一 般 質 問 1. 13番 喜 納 政 樹 議 員 2. 10番 崎 浜 秀 昭 議 員 3. 8 番 具 志 堅 正 英 議 員 4. 9 番 仲 宗 根 須 磨 子 議 員

○ 議長 松川秀清 本日の会議を開きます。 開 議（午前10時00分）

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。13番 喜納政樹議員の発言を許可します。13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹

1. 台風災害における今後の課題について

皆様、おはようございます。喜納政樹でございます。通告に従い、一般質問を行います。

まずはこの度の台風6号の被害により、お亡くなりになられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害に遭われた皆様へ心よりお見舞い申し上げます。

役場職員の皆様におかれましては、町長を先頭に災害対策本部を設置し、町民の生命財産、そして暮らしを守るために尽力した姿には敬意を表するものであります。また、台風通過後の倒木やのり面崩壊などの対応については、本部町建設業者会、本部町建設コンサルタント協会の皆様方の迅速な対応にも敬意を表するものであり、感謝を申し上げたいと思います。

それでは質問に入りますが、今回の質問は、質問事項1、台風災害における今後の課題についてでございます。

1点目、令和5年台風6号における町内における被害状況を伺います。

2点目、土砂崩れ等の土砂災害の被害状況と復旧の状況について伺います。

3点目、河川の氾濫や冠水被害状況について伺います。質問は以上でございます。当局からの答弁をお願いいたします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 喜納政樹議員の一般質問にお答えいたします。

質問事項3点の質問がございました。1点目に、台風6号による被害の状況でございますけれども、ほぼ昨日まで4名の議員にもお答えした内容と、同様な内容になっております。

まず農林水産業についてでございますけれども、サトウキビにつきましては、梢頭部、先のほうが折れるといったようなことで、梢頭部の折損ですとか、根っこから引きちぎられるとか、そういう被害が見られております。そしてゴーヤーですとか、ナーベラーですとか、オクラなど、その他葉野菜です、そういう軟弱野菜については、風にあおられてほぼ全滅状態の状況でございました。それからパインについても、海風があるがおかげで一斉に熟するという被害などもありまして、その流通対応に相当、汗をかきました。

それからミカンなど、かんきつ類の落下、実が落ちたというようなこと。それからアセローラの被害が大きくて、実の落下です。そういう被害がありました。

畜産につきましては、牛とそれから豚が衰弱死したというようなこと。そして漁業につきましては、海ぶどうの施設の被害、そして養殖マグロの被害などもありました。養殖マグロについては、議員もご承知のとおり、以前に10億円ほどの大きな災害なども被ったこともありましたけれども、最小限度の被害にとどまったかなというようなことで、少し安堵したといったようなこと

もごさいます。

港湾関係の被害につきましては、クルーズ船対応のバースの破損がありますけれども、破損の実態が上から見たら、四、五か所コンクリートが割れている状態なんですけれども、ダイバーのほうで潜って、下のほうがどうなっているのか。そういう確認を要するといったようなことで、その辺が心配されております。思ったより被害が大きいのかなと思っております。

それから本部港垣内のボートの沈没ですけれども、ボートの沈没につきましては、もう既にボートは揚げておりますけれども、ボートを揚げた業者のお話では、保険会社のほうからの依頼で揚げたというようなことをお聞きしておりますので、多分保険対応で対応しているのではないだろうかと推測しております。備瀬のほうにお住まいがあって、レジャー関係でビジネスをやっている業者の船だというようなことで聞いております。

あと、ガードレールの破損ですとか、塩川港のアスファルトの剝離など、そういったものが確認されております。塩川港については、アスファルトが剝離されておりますけれども、その部分を囲って、事業をしっかりとやっているというような状況でございます。

2点目に、土砂崩れ等の土砂災害の被害状況と復旧の状況についてでございますけれども、台風6号による土砂崩れ等の被害につきましては、のり面の崩壊が26件、倒木が59件、そのうちのり面崩壊の20件と、それから倒木の27件につきましては、建設業者に協力を依頼いたしまして、台風通過後、早急にその対応を実施したところでございます。

なお、付け加えますと、役場の職員が対応できる部分については、役場の職員で倒木の除去などをやって、役場の職員ではどうしても手におえない部分については、業者に依頼するというような方法でやっております。

道路上の支障物についてでございますけれども、これも役場の職員で主に対応しているところでございます。それから特に被害の大きかった伊豆味地内の農道3件でございますけれども、大根作農道、やちむん喫茶のところ、その道の崩壊というのは恐ろしいぐらいの崩壊をしております。恐らく定かではないけれども、数億円の復旧事業のお金がかかるのではないだろうかというようなことで心配しているところでございます。そこは水道管も埋まっていて、そしてその水道の復旧についても、台風の最中で業者の力も借りながら復旧をさせたというようにいきさつもありますけれども、あそこは大変でした。

あとミズノマタと、それからクカルビの大きなのり面崩壊がございました。そういうのり面崩壊。それから町道大嵐線も大きなのり面崩壊がございました。そういうことで、災害復旧事業を申請するために今、コンサルタント協会のほうと、目下調整をし、そして査定作業に入る準備をしているところでございます。予算措置もされましたので早急にその査定作業に入るというような段取りになっております。

3点目の河川の氾濫と冠水被害状況についてでありますけれども、満名川沿いの高潮と大雨の影響により道路冠水が確認され、床下浸水が2件ほど確認されております。昨日も議論がございましたけれども、床上と床下はもう大違いですから、ですから床下で済んだなという思いも、片

一方でやっているところがございます。満名川沿い以外でも、渡久地港、そして港湾道路も同じように道路の冠水が確認されているところがございます。以上でございます。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 それでは二次質問をお願いしたいと思います。

今回の台風6号は、町長の答弁からも分かるように本町においても甚大な被害を及ぼしたものと認識しております。答弁のありました農林水産業などの支援というのは、今後補正予算、様々な補助メニューを使って、町もしくは県でできる範囲内でしっかりと町長を先頭にやっていただきたいと思います。

港湾関係でのバースの破損があったとお聞きしますが、まずは確認のために少しお伺いしたいんですが、本部港本部地区のクルーズ船対応のバースを整備しましたが、向こうは災害があった際の緊急港としても指定されているかと思いますが、そういった意味でもバースの破損や本部港と伊江港はたしか2か所、県で地方港の緊急対策港として認定されたと思います。なのでそこら辺を含めると、やはりその港湾の整備というのは、緊急的なものだと思いますが、そこら辺どうお考えですか。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 13番、喜納議員にご説明いたします。

喜納議員からお話があったように、本部港の重要性というのは、本町はもとより沖縄県のほうも認識していることだと思っております。今回被災したバースの件に関しても、県のほうも迅速に対応していただいていると思っております。定期航路も、同じ岸壁ではないんですけども、定期航路も入るような港ですので、その辺も県と調整をして、この定期航路の運航に支障がないようにという調整も港湾事務所のほうと、北部土木事務所のほうとでも、随時やっている状況です。それで今後、私たち本部町としても、早急な復旧について、県にお願いして要請していくということで、今後も対応していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 クルーズ船の対応できる昨今、港湾として本部港は脚光を浴びていますが、物流の拠点港という位置づけもありますので、そういう側面からもしっかりとまた県に対し、町長のほうからも、しっかりとその整備の必要性を訴えていただきたいと思います。

昨日からの質問の中で、様々な被害状況などをお聞きしましたが、そういった中で台風対策本部の中で、新たな課題というのが何か見えてきたものがあるのであれば、そこら辺を総務課長にお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 13番、喜納議員にご説明いたします。

昨日も若干触れさせていただきましたが、新たな課題といたしまして、人工呼吸をやっている方が、町内の医師の話によりますと70名前後いるだろうと。その全てを個人情報の関係で1か所が持っているわけではないということで、各医療機関、そして本部町役場もっておりますけれ

ども、それぞれの関係者が十分な対応を取らないといけないということがございました。その中で、台風対策期間中でありましたけれども、野毛病院の院長、出口理事長が県の防災対策の医師の長を兼ねておりますので、アドバイスをいただきまして、役場の非常電源を活用しまして、役場の会議室の一室をその方々のための受入れの確立を図ったところでありまして今回、実際に瀬底のほうで1件ございまして、橋が渡れない等々ございました。最終的には機材を提供している業者のほうから、非常用ポンペを事前に支給していたので、その分でどうにか足りたという状況がございましたので、今後はさらに強化して、事前に医療機関に行ってもらうとか。あるいは役場のほうで受入れる等々の対策を取らなければならないという課題が見つかりました。

それ以外に、今回の停電が長かったので急遽、入浴支援を2日間行ったり、断水も行いましたので、断水の給水袋を急遽、配布したり等と、想定していなかった停電が長かったので、その辺が課題といえば課題ですけれども、急遽の対応でどうにかしのげたというところがございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 説明ありがとうございます。

そういった意味でも、かなり今回の台風に関しては、職員一同頑張ったと聞いております。また新たなこういった課題も出てきたということでもありますので、次回に向けて今後どう対策を取るかというのは、今後何かのときには庁舎内全てで共有していただいて、あとは町内の医療関係者、そして福祉関係者ともどういったところに、今70名前後いらっしゃると聞いて私も驚いたんですが、しっかりと把握をしていただきたいと考えております。

災害救助法の適用も今回認定されたということで、各種報道にもありましたが、それでそこも加えて合わせてお聞きしたいのですが、その災害救助法に認定されたという場合の支援対象、支援件数、支援の内容というのは、どのようなものがあつたのかというのを教えていただきたいのですが、説明をお願いいたします。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 13番、喜納議員にご説明いたします。

まず災害救助法でございますが、災害救助法の認定は、沖縄県、都道府県が国と協議の上、決定するということですので、決定機関は都道府県になります。ただし、国との協議が必要ということでございまして、今回は沖縄県が災害救助法の適用を受けたということで通知がございました。その中で、各市町村にその救助を受けるかどうかの調査がございました。災害救助法の実施機関は、沖縄県になります。市町村は沖縄県から法定受託事務を受けまして、県の代わりに各市町村が住民の支援に当たるというものでございまして、その法定受託事務を受けたのが20数市町村だというふうに聞いております。その中に本部町も手を挙げまして、法定受託事務を受けて支援に当たるという手続を取ったところでもあります。

その中で災害救助法でございますが、災害救助法は住んでいる方々が対象でありまして、住んでいる家が何らかの被害に遭ったということが主に対象になります。なので店舗、あるいは公共

施設等は対象になりません。その中で、全壊の場合は仮設住宅に住むようにしましょう。その仮設住宅は、その地方自治体が準備しましょうということで、あと半壊の場合は、住めるのであれば、応急措置的にその金額の範囲内で修繕をしてください等々、様々な細かく受けられるメニューがありまして、その家に住めなくなる状態、あるいは修繕したら住める状態というのが主な支援の対象となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 それではその対象になった件数などはあるのでしょうか。それが今ないのであれば、後ほど聞きますが、その支援の対象になった件数など、あと内容など説明願えればと思います。

○ 議長 松川秀清 住民課長。

○ 住民課長 安里孝夫 13番、喜納議員にご説明いたします。

罹災証明については、住民課で見ているものですから、住民課で説明させてください。住宅とか、先ほど町長の答弁でもありました船の被害とか、住宅以外については届出証明というのを発行するんですけども、住宅については罹災証明という形で発行させてもらっています。申請の件数自体が29件、町内全域からございました。まだ続いている状況ではあるんですけども、昨日現在29件ございまして、取り下げが2件ございました。それで罹災証明として発行したのが24件。届出証明として発行したのが4件。罹災の届出が、住宅兼店舗だったものですから、重なっているところが1件ありまして、それで全体で28件という内容となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 じゃあもう罹災証明書は28件出されたということでありました。分かりました。そういったものもしっかりとケアしていただいて、速やかにその罹災証明願書が出ている、まだまだ出てくる可能性もありますので、その対応をしっかりしていただきたいと思います。

分かりました。次にいきますが、今度は昨日からの各議員の質問を聞いていて、ちょっと気になった点があったんですが、防災施設、備蓄倉庫の件なんです。昨日9か所、12区の防災施設、備蓄倉庫があるという説明がありました。今回、その備蓄、食料の使用が水納島のケースと瀬底島の一部自宅に届けるというケースがあったという昨日の説明もありました。

この備蓄されている食料の使用に関するものなんです。それは何らかの規則など、決まりなどがあるのか。まずはそれをお伺いします。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 13番、喜納議員にご説明いたします。

備蓄食料の活用につきましては、災害時の食料ということで購入してございます。中には補助金を活用している部分もございまして、災害時の非常用食料として位置づけしまして、そのような活用を行っております。あと関連しまして、災害復旧の啓発の際にも活用しております。例えば、学校で災害の授業の際に、備蓄食料を配付して家族で災害について話し合ってください。

そして今現在行っておりますが、強靱化計画のワークショップの際にも持っていきまして、現物を見てもらって、このようなものを準備しています、等々で活用しております。災害に関連した際に使うものだとということで認識をしております。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 私が今聞いたかったのは、そういった災害の際に使用する備蓄食料であるということは分かりましたが、その備蓄食料を使用する、使用しないという判断は、どの時点で誰がやるのかというのが決められているのか。というのを伺いたい。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 使用の判断につきましては、対策本部長であります町長のアドバイス、私どものほうで、事務方のほうで「こうこうこういう案件が出ております」ということで、様々ケースがございますので、基本的には災害時に食料が不足しているのであれば使うべきだという判断でありますので、最終的にはケースを本部長のほうに報告しまして、本部長の決定でもって配布をしているということでございます。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 やはり自助努力というのは必要でありまして、しっかりと自分たちの生活は自分たちで確保するものだと思いますが、しかし今ありましたとおり、そのままならないのであれば、やはり公平性を担保しながらもこの緊急時の場合は、備蓄食料というのはどんどん私は使うべきだと思いますが、やはりそこら辺の今回は使ったけど、次は使わなかったとか。これは町民からいろいろな様々な思いがあると思いますが、こちらがよかれと思ってやったときの判断が、じゃあ何を根拠にしたかというのは、やはりそれは対象本部長となる町長の判断になったというのであれば、それはそれでいいかと思いますが。あっちには届けて、こっちには届けないとかというケースにならないように、私はどんどん使ったほうがいいという思いなんです。そこら辺の整理をしていかないといけないのかと、ふと思ったんですが、そこら辺、総務課長どうお考えですか。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 様々なケースがその都度、その都度どんどん情報として入ってきます。その中でここは使うべきだといったようなことについて、早急に判断して対応しているところでございます。昨日もありましたけれども、瀬底のほうの誰々さんが食事に困っているといったような情報などもありました。そして早急に瀬底に住んでいる役場の職員に電話を入れて、そして対応するようにと、こっちから行けないような状況だったので、そういったことを対応したり、また私のほうからも直接、水納島についてはとても気になっておりましたので、班長に電話を入れました。その中で島全体が班長のほうでしっかり話を聞いて、そして班長の判断で使ってもいいので対応してくれというようなことで、水納島についてはそういう対応もしました。議員おっしゃるように、いろんなケースがありますので、役場に避難しておられる皆さんについても、食料を持ってこられる方もいますし、また食料の入手ができなくて来られている方もおられますの

で、そういったものを適宜細かく判断する中で、住民が困らないような対応を、その都度、弾力的にやっていくべきなのかと。このように考える次第でございます。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 おっしゃるとおりで、これは先ほどあるとおり、私は同時的な問題でもありますので使用すべきだという観点から、立場からも申し上げますが、しかしやはり交通整理というか、ある程度の説明がいくようなものは持っていていただいて、その中で緊急的なものに関しては、どんどんまたケース・バイ・ケースの中で使っていただきたいと思いますので、そこら辺は先ほど、町長からありましたとおり、柔軟な姿勢で対応していただきたいと思います。

それでは次は、土砂崩れの件についてお伺いします。のり面崩壊26件、倒木59件、その他の被害10件と全部で95件の被害があったということで、大小合わせてかなりの被害があったという説明を受けました。先ほどもあったとおり伊豆味の3件に関しましては、かなりの被害を受けているということは、先ほど来、説明があったとおりでありますので、そこら辺は災害復旧事業を早期にできるように、行政としても進めていただきたいと思いますと考えております。

その中でまず確認したかったのが、事前にお配りいただきましたこの災害箇所の被災状況一覧なんですけど、そこで課長に確認なんですけど、これはやはり95件、対応状況完了とあるんですけど、完了とは、これは全て例えば倒木だったり、これのり面崩壊もありますが、倒木であれば倒木をそのまま載せれば完了だと思います。そののり面の崩壊なども完了したという意味合いですか。そこら辺お伺いします。完了というのは、どういった意味なのかお伺いします。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 13番、喜納議員にご説明いたします。

この資料でお配りしているリスト表の「完了」という表記に関しましてですけれども、完了というのは応急措置が完了したという表記で、例えばナンバー50番を見ていただければわかりますけれども、大根作農道の件なんですけれども、道路崩壊と書いて、完了（業者会）となってますけれども、もちろんこちら復旧としては完了していない状況なんですけれども、一時対応、応急対応としては一応完了していますということで、情報を共有するための表記の仕方ということで、私たちこういうふうに表記させていただいております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 それでは今、この数を見る限り、倒木は完了と見てもいいんですが、のり面の崩壊に関しましては、今後もやはりしっかりと対応していただきたいと思います。1件だけ今、ナンバー50番のことをおっしゃったので、気になったんですが、その下のナンバー51番、県道84号線、本部リース前ののり面崩壊なんですけど、対応が私有地のためということであります。確かにこれは私有地なので、役場が入っていったらどうのこうのということはいえないと思いますが、やはり見ても分かるとおり、かなりの崩壊と。上には住まわれていると。住居があり、雨が降ると崩壊した箇所から赤土が、土砂がまだいまだに流れて、あの付近の道路はかなり汚れていると。県道ということで、これは沖縄県、下はまた沖縄県の管轄でしょうと。いうのは分かるん

ですが、所在、ここにあるのは本部町にあるわけでありまして。それをこのままにしておくんですかと。これは少しきつい言い方かもしれませんが、役場としてはどういう対応を今後していくのか。このり面の所有者に「じゃあ整備してください」と言うんですか。それとも沖縄県に「どうかしてください」と言うのか。こういったスタンスで進めていくのかというのを説明していただければと思います。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 13番、喜納議員にご説明いたします。

こちらに表記されている51番、県道84号線に関しまして、昨日も少しご説明したところでもありますけれども、先日9月6日に、北部土木事務所のほうに災害復旧の要請に伺ったときに、担当されている担当所管である道路整備班、あと維持管理班のほうの班長とお会いして、84号線の件、ちょっと話をしてみました。県のほうとしても、以前からああいう隣のほうで見ていただけると分かるんですけれども、トンプロックを置いて、土砂が流れ込まないように対応しているところもあるんですけれども、じゃああれ以外の方法はないんですかと、いうことも伺ったら、県のほうとしてもちょっと対応に苦慮している状況ということも伺っております。プラスして今、じゃあ最低でもまだ残っている土砂の撤去等はしていただけないかということも、実際にお話をさせていただいてやっております。ちょっと確認したら、随時やっているところもあるみたいなんですけれども、大雨が降るたびにまた出てきているみたいで、その辺の対応をまた町としても、県のほうと情報交換しながら、またお願いもしながら、これからも対応していきたいと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 この所有者と話しているんですか。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 所有者とは、うちの課の職員が現場のほうに行って、所有者の方とも話をしたところもあります。町の私たちの立場としては、やはり民地のほうでの手当というのは、方法が見つからない状況というのがありまして、所有者のほうからしても自分たちでちょっと厳しい状況があるということも伺っております。なのでちょっと私たちも対応をどうするかというのに苦慮している状況であるのが、本音のところでありまして。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩（午前10時39分）

再開します。

再 開（午前10時39分）

13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 やはりのり面のこの問題というのは、各市町村どこでも、各字の問題どう整備していくかというのは、普及していくというのは問題がありますので、何とかできる作業を県と所有者とも協議していきながら、かなりやはり崩壊が進んでいますし、何もせずにそのまま放置していくというのはいかがなものかなと思います。難しい問題だと思いますが、しっかりとこれ対応していただきたいと思います。町内のほかの危険箇所もまだ多数あると思いますが、

そこら辺もしっかりと見ていただいて、こののり面の部分は把握していただいて、対応できるメニューが出てきましたら対応していただいて、県とも協議しながら県のできるところは県にさせていただいて、随時進めていただきたいと思います。

それでは次にいきます。今度は河川です。河川は満名川です。昨日来、満名川の県が記載した潮位ラインとかの質問もありましたが、実際に今回、私も家が近いので見てみました。職員も雨の中、その危険箇所の確認をしておりました。実際にこの川の潮位が上がっても、その護岸を超えるということは、今回もなかったし、でもしかかなり上がっていたと私も感じております。実際に今この状況の中で、建設課の中では護岸を超えることはないだろうという認識なのか。そこら辺を見られて、課の中でどういった話になっているのか。その危険性、どの程度の危険性を感じているのかというのを伺います。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 13番、喜納議員にご説明いたします。

護岸を超える危険性を、課としてどう考えているかという質問ですけれども、課というか、町としては、過去に護岸を超えた事例もありますので、護岸をこれから超えないということに、超えないだろうということは決して考えておりません。私たちも護岸を超えることはあるだろうと、近年の異常気象と言っているか、ちょっとあれですけれども、天候の不安定さとかを考えると、これからこういう冠水、被害を伴うような河川の氾濫というのが、もっと頻発してくるんじゃないかというのが、常々感じているところであります。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 河川工事というのは、やはり日常は特に何も感じないんですが、やはりこういった、特に沖縄県でいえば台風時の被害というのは、もういつ護岸を超えるか分からないし、それに伴う冠水というのも日常的に行われるし、という中で、そのときは感じるんですが、やはりそれが過ぎてしまうと、なかなか予算の問題上とかでなかなか整備ができないという問題を抱えていると思いますが、実際に今ありましたとおり、あれぐらい潮位が上がって、例えば橋げたとかに何か詰まったり、かかったりすると、恐らくその影響で何かしらの影響で護岸から潮位を超える可能性というのは、私はあると思いますが、そこら辺そういう可能性はどうお考えですか。今の満名川であれば、そんなに大木はないでしょうという考えなのか。そこら辺の危険性はどう考えているのか。伺います。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 13番、喜納議員にご説明いたします。

河川の氾濫時に例えば、橋の欄干、橋の橋げた等に流木等、漂流物がぶつかって堆積、滞留して、それで河川から水が溢流して堤防を越えていくという事例は、県外でも最近また多発しているところでもありますし、本町においても満名川の状況を見ますと、一定程度の余裕高は確保されているという基準上、確保はされてはおりますが、この基準を超えてくるような災害というのが、もう近年頻発しておりますので、本町としてもそれは起こらないという前提でやっているわ

けではなくて、これはいつかは起こるだろうということは、ある程度想定されることだと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 分かりました。

そういった認識をもって、しっかりと進めていただきたいと思います。私は今ちょうどこの台風6号、7号その前ぐらいから特に気になっているのは、東にある美ら咲保育園の後ろに大木がもう落ちかかっているのがあるんです。あれ結構、もう何十年もかかっている木が、ここも折れていると。あれは何らかのタイミングであれぐらいの大きさであれば欄干にかかるのではないかというその周辺の区民の声もあったので、そこら辺は東のこれは区長さん、東の人から大東山の方々から意見を聴取して、現場を見てもらって、あの木の除去というのは必要なんじゃないかと思しますので、そこら辺しっかりと見ていただきたい。それと併せて、その東、渡久地の護岸にあるフラップゲート、昨日町長からもありましたが、あのフラップゲートは機能しているんですかと言わざるを得ないぐらいのものもあるかと思いますが、そこら辺もこれは県の所有というか、対象ですので、町の建設課に言ってもどうなんですか、しかし過去の2012年の台風16号の災害を受けて、満名川の流域の河川工事というのは始まったと思います。あれからもう何年ですか。10年以上過ぎていますが、一向に進まないというのが私の感想なんです、そこら辺も含めてその危険性もしっかりともう一度、県のほうに上げていただきたいんですが、これは町長、その河川の部分に関してどうお考えなのか。お伺いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 満名川の河川改修の工事の遅れについて、これまでも何度となく県のほうに要望、要請してきております。土建部長にも要請してきましたし、県のほうとしてはハード交付金が多かった時期の半分以下に減っています。ですから、予算の配分上の都合などもおっしゃっておりますけれども、それはことが河川なので、新しい道路をつくることなどよりも優先してくれというような議論もしているところでございます。先ほど来、議論がありますように、全国的な災害の最近の状況を見たときに、何が起こってもおかしくないなといったような災害の状況に国全体がなっておりますので、そういうものも想定しながら、事前対策、事後対策をしっかり考えていかなければいけないと思っております。

今回の議会の中では、県が早急にやるべき仕事をやらなければいけない部分、先ほどの道路の件もそうです。多々出ておりますので、再度また北部土木事務所を含めて、県の土建部長のところまで足を運んで、再度今回の議会を踏まえて要請すべきところは、しっかり要請していきたいと、こう考えております。

○ 議長 松川秀清 13番 喜納政樹議員。

○ 13番 喜納政樹 しっかりとその辺は町長を先頭にやっていただきたいのと。その河川の改修にも伴ってくると思いますが、本部中学校側の冠水、地域の整備、それも河川工事と一緒にするというので、延び延びになっているものもありますし、その周辺の低地帯のこれはもう高潮、

大潮になったら、なった時点でもうあそこは20、30センチの冠水が起こっていると。それが日常的に起こっている。あれ雨水じゃない、海の水ですから、海水をそれを車で走っていると。そこに保育園があるという状況は、やはり何らかの、町ができる範囲内でできるものであれば、やってもらおうと。しかしできない分は県にやってもらおうというのは、それは考えていただかないといけないのかなと。先月、今月もかなり冠水がありました。それも何十年と続いてありますので、そこら辺も満名川の整備も含めて、渡久地、東の低地帯の部分の整備というのは、ぜひ考えていただきたいと思いますが、最後にそこら辺も含めてまちづくりの中では、そういった危険な箇所などをしっかりと行政は把握していただいて、住みやすい町にしていきたいという思いで質問いたしましたので、町長最後に見解をお願いいたします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 先ほど来、議論がありますように今回の台風の中で、様々な課題が浮かび上がってきたというふうにふり返ってみるときに、そのように思っております。今ご議論がありました本部の中学校のその場所も、私も3日間ほど高潮を、足を運んで確認をいたしました。そして美ら咲保育所の前も冠水で一時、車が通れない時期もありました。そういう中で、町ができる部分については、かさ上げ工事なども今後も順次、予算措置もしながら対応していきますし、そして町の力だけではできないものについては、しっかりと県のほうにも要請していきたいと思っております。

そして、さらにまた先ほど来ありましたけれども、酸素療養者のお話がありました。あの部分というのは、出口先生が役場に足を運んでから、初めて我々もその認識を深めたわけですが、出口先生自体もどこにどのような形でどこの誰が酸素療養者なのかといったようなことが分からない。我々も分からない。そして個人情報の範囲内なので、それはなかなか調査もできないといったようなことなどもございました。そういったこともあって、これからやらなければいけないことについては、個人情報であっても、日頃から情報のアンテナを高くして、酸素療養者など、対応すべき方々が、どこにどのような形でおられるのかといったようなことについても、常平生から情報を入手しながら、いざというときには対応できるような方策というのも重要なんじゃないだろうかというように思いました。さらに今、今回の台風で反省しなければいけない部分、もっとありますけれども、役場の職員も議員も知っているとおり、台風の最中に身の危険を感じながら対応している部分もございます。実は、今回の台風で人が出て、要するに台風の最中にヘルメットをかぶらないで、転んでけがした等もありました。ですのでそういった職員の身の安全の確保も考えながら、台風対策時の対策、対応、そして事後対応をやっていきたいと思っておりますので、またいろいろと議員各位の皆さんとも情報を共有化しながら、住みやすい町づくりのために考えていきたいと、行動を展開していきたいと思っておりますので、今後もご協力よろしくをお願いいたします。

○ 議長 松川秀清 これで13番 喜納政樹議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（午前10時55分）

再開します。

再 開（午前11時05分）

次に10番 崎浜秀昭議員の発言を許可します。10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭

1. 国民保護法について

2. マイナンバーカードについて

3. 本部港南側の緑地帯のゲート閉鎖時間について

それでは通告に従い、10番 崎浜秀昭、一般質問を行いたいと思います。

質問に入る前に字句の訂正をお願いします。質問事項3、本部港「北側」の緑地帯のゲートとありますが、これを「南側」に訂正をお願いします。それでは質問させていただきます。

質問事項1、国民保護法について。質問の要旨1、本町は国民保護計画について、どこまで対策がとれているか。

質問事項2、マイナンバーカードについて。質問の要旨1、本町では、マイナンバーカードをめぐっての誤交付や別人への誤登録等の問題は生じていないか。

質問事項3、本部港南側の緑地帯のゲート閉鎖時間について。質問の要旨1、いつから17時になったのか。質問の要旨2、時間超過にかかる予算はどうしたのか。当局の答弁をお願いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 崎浜秀昭議員から3点の質問がありますので、順次お答えいたします。

1項目の国民保護法についてお答えいたします。武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法の規定に基づき、本町は平成19年に“本部町国民保護計画”を策定しております。

国の機関から、弾道ミサイル等が発射されるとのこのような情報が得られた場合には、国民保護計画に基づいて、町民へのホームページや町のライン等を活用いたしまして、その情報を提供し、注意喚起を行っているところでございます。

また、弾道ミサイル等が発射され、沖縄県周辺を飛来する際につきましては、Jアラートが鳴りますので、あらかじめ指定された職員が役場に駆け付け、情報の収集等のあらゆる対応にあたるなど、対応を目下やっているところでございます。

なお、直近では8月24日に北朝鮮からの弾道ミサイルの可能性のあるものが午前3時51分頃に発射されたため、担当職員が役場に駆け付け、情報収集にあたったところであります。

2項目のマイナンバーカードについてお答えいたします。

マイナンバーカードが印字され「カード本体」を誤って別人に交付される、いわゆる「誤交付」や、各種手続きの際にマイナンバーカードを誤って入力し、別人を登録する、いわゆる「誤登録」については、本町では確認されておりません。

質問の3点目、崎本部にある緑地のいわゆるゲートの開閉時間についてでございますけれども、令和5年6月1日より17時の閉門時間としております。

次に時間超過にかかる予算についてでありますけれども、会計年度任用職員の勤務時間が午後

4時30分までとなっているために、その後につきましては、港湾管理事務所の職員により対応しております。勤務時間の超過がないように現在対応をしているところでございます。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 国民保護法についてなんですが、保護計画についてなんですが、今年の5月に北谷町で町村議会、正副議長、正副委員長の研修がありました。県から渡された国民保護についてという資料の中で、これ見てみたら避難実施要領パターンというのがあるんですけども、この作成状況を見たら、これは令和5年今年の6月1日時点での報告だと思いたしますが、全国的には、全国都道府県の作成率は、避難実施要領パターンの作成率は95%とかなり高い確率で作成されているんですが、その中で沖縄の作成率を見たときに、約半分の51%で半分の作成率でした。北部12市町村で作成しているところは、金武町、伊江村の2か所でした。これは危機対応が遅れていると思って、今回この質問をしているわけでありまして。本町では平成19年に国民保護計画を策定しているということをお聞きしましたけれども、この避難実施要領パターンは作成されているか伺います。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 10番、崎浜議員にご説明いたします。

8月24日付で策定を完了しております。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 ありがとうございます。

この国民保護法というのは万が一、武力攻撃や大規模テロがあった際に、また明白な危機が切迫している場合とか、そういったときに国、地方公共団体、関係機関などが協力して住民を守る仕組みであります。私はこの武力攻撃というのは、台湾有事とまた北朝鮮によるミサイル攻撃だと考えておりますが、当局の見解はどうか伺います。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 10番、崎浜議員にご説明いたします。

国民保護法に関しましては、様々な武力攻撃を想定しているものでありまして、その武力攻撃を行う国につきましては、定めておりませんが、崎浜議員がおっしゃるとおりの件も含まれているものと承知しております。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 この避難実施要領パターンを作成しているということで、まだ作成してまだ間もないですけども、その避難誘導をするときに使用する特別標示があると思いたしますが、それはどういうものか。また本町で準備されているのか。それと町民への周知がなされているか伺います。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 標示でございますが、すみません今、現物を持っておりませんが、黄色の外枠に上を向いている正三角形の青色の三角形がそれでございますが、

その周知につきましては、まだまだ不十分だという認識を持っているところでありまして、今後はこのような標識を含めて十分な周知は、町民に対しましてやっていかなければならないだろうというふうに考えております。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 ぜひホームページとか、そういったので住民には周知していただきたいと思います。これは避難する場所、車両とか、避難指示する方々の腕章とか、そういったときに使うもので、そういった安全に避難できるようなために、特別標章というのがあるということですので、ぜひしっかりと通知していただいてある程度の危機意識と言いますか、それが醸成されるようにまたお願いしたいと思います。

この政府によるこの避難指示が出たら、町民だけではなく隣接する市町村も全て対象になるわけですから、そのときには県内に避難するのか。また本土に行くのかとか。こういったのも近隣の市町村としっかりと協議しながら行動がとれるような形になるかと思うんですが、北部12市町村、こういった話合いとかはなされたことがあるか伺います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 首長の段階では、現在までそういった話合いはしたことはございません。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 手元に離島の避難実施要領の案がありまして、八重山方面、そこはあくまでも案ですけれども、どここの部落はバスでどこの港に、どこの空港にという形で、計画案としてつくって、どこに避難するかとなったら、九州のほうに避難するという形をとろうとしております。やはりこれは自然災害と違って、特に武力攻撃となると町民の命にかかわることですので、どこに行ったら安全かということも考えながら、国、県とちゃんと協議をして、しっかりとした避難実施要領のパターンをつくっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 県や国の段階で、それはつくるべきだと思っております。現実的に空港は那覇空港を使うのか、嘉手納町の軍事基地を使うのか、よく分かりませんが、現実論で考えたときに、近隣市町村含めて、北部全体の市町村を含めて、どれぐらいのバスで那覇空港に行って県外に避難する。あるいは船で脱出するにしても、どこの港からこれだけの地域の住民が脱出できる、やるといったようなことについては、何かしら想像がつかないようなエネルギーがそこには生じますし、それは1市町村では簡単に対応できるようなお話ではございませんので。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩（午前11時20分）

再開します。

再 開（午前11時22分）

10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 失礼しました。話があまりに大きすぎて。話ができる範囲で答えていただきたい。

次に、避難実施要領パターンを作成した。この避難誘導をするのは国から指示が出て県に来て、

県から各市町村に来るということですね。それで法定受託事務ですから、積極的に本町が責任を持って、本町の住民の命を守るという行動をしなればいけない。だがこれは国がやるということで国に任せたら、何の行程もつけられない状況でパニックになるんじゃないか思います。だから日頃からこの作成はしっかり作りながらも、細かい面での行動は避難訓練にまた移ってくると思います。そこまでして初めて、この避難実施要領パターンがいきってくると思います。だから今まで本町で災害の訓練とか、これは9月の防災の日とか、そういったときには放送で、こうやって訓練したという形にしておりますけれども、実際にそれで町民が避難行動をするかと思っただら様々で、これを具体的に組織的にやっていって、これは総務課長がおっしゃっていたように、各行政区でやるべきものだと私はそういうふうに思うものですから、そういった形で行政区に下ろしていくような形の体制はどうしてもつくらないと、この国民保護の武力攻撃のものではなくて、普通の災害においても、これはまず動くのは地域の住民の方々に率先して動いていただくという形で、そういった形が理想だと思いますが、当局の見解を伺います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 現実論で考えなければいけないんじゃないだろうかと思っております。弾道ミサイルが発射されましたと、それはどこに落ちるのか分からない。避難している場所に落ちるかも分からない。どこに落ちるのか分からないというこの現実があるかと思っております。ですので前提条件として、町民全体があるいは町民の半分ぐらいでもいい。地下壕があつてシェルターがあるといったような前提であれば、そこに行くような、どういうふうな手だてで行くのかといったような形のいわゆる訓練もしなければいけませんけれども、現状の中ではどこに避難すればいいのかといったようなことの特定されるミサイル攻撃から、どう身を隠すのかといったような物理的な手だてというものは、なかなか困難な状況ではないでしょうか。ですので、我々が今やらなければいけないのは、避難訓練をしなくてもいいような国際社会を目指して運動を展開するのが、エネルギーの使い方ではないでしょうか。要するに有事が起こらないような外交なり、国際的に民間レベルでのいわゆるよその国との付き合いなり、いろんな各方面から有事が起こらないような社会の形成に向けて、そのエネルギーを割くのが今の我々の行動のとるべきあり方ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 ちょっと質問の方法を考えなければいけないと思いますが、やはり避難する場所、どこに逃げるか。こういった体制ができていないというのが現実の話です。だからこれはこれから考えていかなければいけないものであるのか。考えないでいいのかという感じのところも、これから議論になってくると思いますが、ただこれは対応事務、考えられるということ、これは話合いはする、納得するとしても、うまくいく場合といかない場合もあるわけだから、だから災害対策というのは、そうあつてはいけないと思いつつも、あつたらどうしようかということをも最悪を考えてやるわけですから、そういった議論はやはりやらないと私はいけないと思います。そういうものをやはり沖縄の避難実施要領パターンの作成率が51%となっているのも、そう

いったやはり安心感があってそうなっているんじゃないかと思うところもありまして、九州他の7県ですか。100%です、市町村の避難実施要領パターンをつくっているのが。そういう意味で、私は大きく広げて話をしようとしたのではなくて、本部町だったらどうやって町民を守れるかという話をしたいがために出したんだけども大きくなりすぎて、ちょっと誠に申し訳ないんですけども、この避難訓練ということです。これはやはり自然災害もそうですけど、こういった国民保護法における避難誘導というのは、やはり動くというのは、大体似通った動きしかできないので、こういった形で、まずやったことのない訓練を何とかやる方向で、町民のこの災害意識、それを高めていければいいと思っています。だから地域の行政区で訓練をやっていただくためには、この自主防災組織というのを立ち上げて、そこでこの行政区の消防団とかそういった方々が責任を持って、自分の行政区の住民は安全に避難させると。そういう形で自主防災組織というのが必要ではないかと。

この国民保護法に、避難指示が出たときに消防も町長の指揮下に入るんです。だからこの消防を何とか活用して、防災組織がつかれないかという考えもあるんですが、そこら辺どうでしょうか伺います。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 なかなか議論がかみ合わなくて、困るわけですけども、現実的に考えたときに、ミサイルが飛んでくる。どこに着弾するか分からない。そういう状況の中で自主防衛組織をつくって、そして避難訓練を頻繁にするというのが、果たして現実的なのかどうかといったようなことを、もう少し現実の中で考えながら、そして地域の住民の大切な時間を使うわけですから、その時間の使い方なりも考えなければいけないし、自然災害に対する、いわゆるその訓練というのは、それはやっていかなければいけないでしょうけれども、このミサイル攻撃からの訓練というのは、その時期が来ればやらなければいけないその時期が来るかもしれないけれども、来ないような策をお互いに一個人、あるいはまたいろんな組織の中で、経済団体も政治も含めてですけども、有事が起こらないような世界をつくるのに、崎浜議員エネルギー使ったほうがいいんじゃないですか。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 大がかりなこの避難実施要領パターンじゃなくて、さっき言った自然災害の避難実施、これは可能かと思えます。だからそういったのをやりながら、町民の命を守るための自主的な行動というのを促していくというのは、とても今後重要かと思えます。やはりこれは避難要領をつくったとしても、動けるか動けないかはやってみないと分からない。トゥルバル人もいるし、積極的にやる人もいるし、私の健堅行政区で話があったものだから、避難訓練をやったらどうかということでやったことがあるんです。そしてやはりみんなで話をして、消防団の役割分担、目的は自分の近くにいるお年寄り、一人では避難できない人達がどれぐらいいるか。それを誰が担当するか、そこまで落とし込んで訓練をやったことがあるんです。その中で健堅は4班まであるんですが、1班の方々は全てこの計画通りつくってやっているという話があった

ものですから、だからそういったのを何回も繰り返していきながら、みんなで自分の部落の人たちを一人でも被害に遭わないような形で動いていくと思うんです。

だから全体的にやはりこの災害意識というのが、希薄のところがあると思うので、それはどうしても上げたいということで。この消防も町長の指揮下に入ると思うんです。そこら辺、消防の活用というのをしっかりと考えて、ある程度の避難とか、災害に対する考え方があると思うので、私はこの危機管理に対しては専門部が必要ではないかということで、質問をしたかったんだけど、またそこまで飛んだら話が大きくなるので、その専門官は今のところ必要ないとして、何とかこの避難誘導のスペシャリスト、そういったのを地域につくっていくための方法、自主防衛組織、これは消防に任せてもいいんじゃないかと思ったりするんですが、そこら辺はいかがですか。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 10番、崎浜議員にご説明いたします。

議員の質問を聞く限り、非常にありがたいなと自主防災組織でもって、地域の避難等々を役割分担までやっているというのは、非常に心強いと、そういったものが各地域に広がればなというふう今、聞きながら思ったところであります。

ちょっと訓練の件がありましたので、町長がおっしゃったとおり、現実的な訓練になるには、今非常に厳しいのかと思います。ただ国のほうが、昨年9月から都道府県、そして市町村を巻き込んだ訓練が実際に始まっております。その中で、那覇市が地下を使って避難訓練をしたと、先島あたりが図上訓練です。住民は参加しないで図上の中で訓練をしたというのがあります。今後、訓練につきましては、町独自の訓練は今のところ全く考えておりませんが、手法も今のところ、どのような訓練をしていいのか。正直難しいところでもありますので、国あるいは県のほうが、今後大規模な訓練、例えば北部地域の訓練とかをやっていくと想定されますので、その際には、本町も入って、どのような訓練になるかということをも十分、一緒になって参加したいというふう考えているところであります。

あと、スペシャリストの件につきましては、今のところ行政の職員で対応しているところなので、この辺も国の動向を見ながらになるというふう考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 休憩します。 休 憩 (午前11時37分)

再開します。 再 開 (午前11時38分)

10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 自主防災づくりについては、どう考えていますでしょうか。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 自主防災組織の件、答弁が漏れていました。申し訳ありません。

現在、自主防災組織は水納島と豊川区、2つがございます。自主防災組織という組織が生まれる前から、本部町には消防団という確立した組織がずっと先代から続いておりまして、ございま

す。消防団と自主防災組織の大きな行政上の違いが、自主防災組織になると様々な調整金が得られますので、区長会等々で自主防災組織に名称を乗り換えるだけでできます。あと、自主防災組織になると年齢の制限が撤廃されて、子どもからお年寄りまで全て入って、自主防災組織という運営になりますけれども、そのような自主防災組織をぜひ立ち上げて、自分たちの住んでいるところはまず自分たちで守るという形で、今の強靱化の説明の中でもぜひ、自主防災組織あるいは消防団の力をもっと発揮できないかということで、逆にこちらのほうからお願いをしまして、強化を図ってくださいと。その支援はこうこうこうといったメニューがあるので、その資金を活用できますということを、今も意見交換の中で投げかけている。強化を図ってもらいたいということをお願いしているところであります。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 分かりました。

当局から積極的に活動できるようにバックアップするという話でしたので、やはり消防団を活用しない手はないと思う。私が言いたかったのはそこなんです。今の消防団の訓練状況は、やはり消防団の操法大会とか、そういったときの訓練に一生懸命頑張っているのも、とても優秀で準優勝したり、内地に派遣したりとか、こういったことがありまして、とても優秀な方々がいるんです。その方々に尽力をしていただいて、自主防災組織をつくりながら、この地域を引っ張っていくという形にぜひ持っていけたら、理想的かなと思っておりますのでぜひ、そういった話でまた私も少なからず尽力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

もう1点、ちょっと時間がないんですけれども、避難誘導の件に話が出てきたので、本部町の避難経路、大浜地区、計画的には今年ちょっと難しいかなという感じがしますけれども、その避難の重要性を考えたときに、最優先の課題かなと思っておりますが、ぜひ来年度以降、進めることができないかと思っておりますが、いかがですか。

○ 議長 松川秀清 住民生活統括監兼総務課長。

○ 住民生活統括監兼総務課長 仲宗根 章 10番、崎浜議員にご説明いたします。

大浜の3か所、大浜は4か所避難経路がありますけれども、うち3か所がアスファルト等で整備されていなくて、勾配もきついということで、再三、崎浜議員のほうからは、議会の中でも整備の御指摘を受けているところではありますけれども、前にも同じような説明を行いました、一括交付金あるいは緊防災等で整備ができないか検討しているところでもありますけれども、いずれもこの上限に達しているところでありまして、一括交付金の事業が空きがございましたら、すぐにエントリーできる準備はしているところでありまして、まず設計に入って、工事ということになりますけれども、今は一括交付金などの空き状況を待って、玉出しができる状況で持っているということでございまして、今年度はできませんでしたが、来年度以降の空きの状況を見ながら、すぐに入れられる状態ではありますので、一括交付金などの空きの状況次第ということとなります。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 国民保護計画については、以上といたします。

次に、マイナンバーカードについてなんですが、本町でマイナンバーカード取得状況は何%ぐらいでしょうか。

○ 議長 松川秀清 住民課長。

○ 住民課長 安里孝夫 10番、崎浜議員にご説明いたします。

6月の一般質問の中でも、マイナンバーの申請についての質問が出ておりました。それ以降、国からの報道でもあるんですけども、二重カウントであるとか、亡くなられた方や転出した方もひとつに組み込まれていたということもありまして、精査した結果、現在正確な数字で出ております。本部町の交付した件数なんですけれども、パーセントで言いますと52.8%が本部町の数値となっております。ちなみに、県が59.4%、国が71.7%となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 マイナポイントとか、そういったのをやったとしても、まだまだ52.8%と、半分ちょっとということで、なかなか広がらない状況かなと思っております。

次に、このマイナンバーカードの取得は任意とされていたんですが、任意であるならば、これは断ることはできるということなんです。しかしながら、来年度秋からこれを健康保険証とひもづけにするということになりそうな感じがするんです。これは現行の健康保険証が廃止されるということは、強制的になると思うんですが、この任意との整合性が保たれているのか。そこら辺を聞きたいのと。

このマイナンバーカードと一体化した保険証がない人はどうなるのかという、これからの予想です。お願いします。

○ 議長 松川秀清 健康づくり推進課長。

○ 健康づくり推進課長 松本一也 崎浜議員のほうに説明いたします。

健康保険証になり代わるということもあります。今は政府としては、来年の10月からこのマイナンバーカードを使って保険証に切り替えると。今現在の保険証は廃止するということで進んでおります。

ただ先ほど来、議員がおっしゃっているマイナンバーカードを取得していない方はどうなるのかということではありますけれども、マイナンバーカードを取得していない方も、保険証代わりに資格証というものを全国民に配布することになります。その資格証で、資格証とはどういったものなのかということなんですけれども、例えば国民健康保険に加入している方は、国民健康被保険者ですと。健保協会もありますし、共済とかもありますけれども、そういった各保険者の方々の資格はありますよというものの資格証は発行されることになりますので、医療機関を受けられないということはありません。以上です。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 マイナンバーカードの推進をずっと、政府は進めておりますけれども、これは国民全員がこのカードを取得すれば、生活のインフラを利用し始めるとかありますので、今

回のこの法改正では本人が不同意の返事をしなければ、今度は自動的にマイナンバーカードを公金、受取口座にひもづけされるようになるという話もありました。これは町民がもし不同意という意思表示があったときに、どこにこれを言えばいいのか。またいつまでか。そこら辺分かりましたら、お願いします。

○ 議長 松川秀清 住民課長。

○ 住民課長 安里孝夫 10番、崎浜議員にご説明いたします。

公金に関しては、こういった手続によることで振り込みされることにされていますので、今質問のある内容については、現在のところ住民課では把握していないということになっております。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 住民課で把握していないということは、まだはっきりしていないということなのか、分かりませんが、そういうことでいろいろな問題がありながら、来年の秋には船出するというので、これは次に何にひもづけされるか分からないという不安もあると思います。また個人情報というのを国に一元管理されるというのはいかがなものかなという不安感を持っている人が結構たくさんいると思います。だからこういった形で本町においてもマイナンバーカードの取得が50数%という形で、広がるのではないかと考えているんですが、いろいろな問題がある中で、これをスタートしようとしている現環境、町長の目から見てどう感じますでしょうか。できる範囲で。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 議員おっしゃるとおり、様々な問題、課題なども抱えながら、国のほうも相当苦慮して対応しているところでございます。ただこの件については、市町村レベルだけで、どうする、こうするといったようなことの方性は打ち出せるようなことではないです。ですので、国の動向などをしっかり見ながら、そしてまたその中で地域住民がそうすることによって不利益を被らないような策というの、市町村レベルで考えられるところは考えながら、対応していくべき筋合いのものだろうとっております。国の動きと方針と、基本的には連動しながらやっていく。そしてその中で、市町村が地域住民の生活確保のために、住民サービスを落とさないような策というものを、しっかりと考えながら、やっていきたいとこう思っております。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 ありがとうございます。住民が困らないような施策を、ぜひ講じていただきますようお願いいたします。

やはり国のほうもなかなか、保険証とのひもづけも延期するかどうか定かになっていない状況の中で、やはり町民もどうなのか、分からない人はたくさんいると思います。だからそういったことで、私は今日質問をしているんですが、やはりテレビ報道とかを見たら便利であるとか、公金受取りが簡単にできるとか。そういった形であっているといえますか。そういった感じで、マイナンバーカードを取得方向へと導いているような感じがしますが、これまずお試し期間がなくて、すぐ飛び込んだらどんなことが起こるのかこれは分からないことになって、大変なこ

とになると思って、町民の皆さんはどう考えているかということも考えながら、違った観点から今日はお話をさせていただきました。では、マイナンバーカードについては、以上です。

次に、本部港南側の緑地帯です。これは前にも一般質問したことがあったんですが、皆さん港湾事務職員による対応で、勤務時間の超過がないように努めております。ということで、非常に頑張っておられるなということで、ありがたく思っております。もう1点、これいつから17時になったのか、これを伺います。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 10番、崎浜議員にご説明いたします。

閉門時間を延長したのは、令和5年6月1日より、5時に延長しております。以上です。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 延長して間もないということでありまして、よく頑張っておられて、本当にありがたいと思っております。

さらにもう1点提言したいのですが、たくさん観光客が来るという意味でこのゴリラチップの海岸は、本部町の観光のメッカになってきているんです。これは大切にしなければいけないと私は思うんです。だからそこに来る方々が楽しくレジャーをやって帰っていくと。そういう形で、もっともっと町の印象をよくするためには、夏場は日照時間が長いので、あと1時間ぐらひは延長できないかなと。今は5時ですけども、6時ぐらひまでは、それぐらひのことはやっていたいたほうが、このレジャー客の皆さんも十分レジャーを満喫して帰ることができるんじゃないかと。そこでエメラルドビーチの遊泳時間を調べてみたんですが、4月1日から9月30日までは朝8時30分から19時までということで、10月1日からは10月31日は8時30分から17時30分ということで、時間を調整しながら夏場は結構長くとっているんです。そこら辺、あと1時間延長するとしたら、いくら管理している皆さんでも、なんか厳しいのではないかなと思って、予算も要るのかなと思うのですが、何とか調整して夏場は6時までゲートの閉鎖時間を6時までにならないか。どうでしょうか、お伺いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 崎浜議員のすばらしい提案だと思っております。

本部町の観光のイメージアップをするために、せめて夏場は観光客へのサービス向上のために、特に夕方が使い勝手がいいですね。そういったこともありますので、どのような方法があるのか。しっかりとその辺は検討して、前向きな対応を検討しながら、観光地としてのレベルアップ、質の向上に努めていきたいと思っておりますので、すばらしい提案をありがとうございました。

○ 議長 松川秀清 10番 崎浜秀昭議員。

○ 10番 崎浜秀昭 力強い答弁、本当にありがとうございました。そういう感じで、本部町がどんどん日本全国に知れわたって、観光客がどんどん来ることを期待します。

ということで、今日は3点一般質問をしましたがけれども、最初ちょっと話が膨らみすぎて、エキサイトしましたことをおわびしたいと思います。ということで、本部町の住民の命を守る安

心・安全な本部町づくりのために、私もまた尽力していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 松川秀清 これ以て10番、崎浜秀昭議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（午前11時55分）

再開します。

再 開（午後1時37分）

先ほどの崎浜秀昭議員の質問の発言の中で、町長の不適切な発言があったということでありまゝすので、訂正のほどお願ひします。

町長。

○ 町長 平良武康 先ほどの朝の崎浜秀昭議員との一般質問における議論の中で、たしか2度にわたって、「議員、この辺はどう思ひますか」と言っただようなこと、いわゆる問ひかけの質問をしたことにつまましては、反問権のない行政執行機関として不用意な発言であったというようなことで、深く反省しているところでござひます。申し訳ござひませんでした。今後、このようなことがないように気をつけながら、答弁の対応をしていきたくこのように思ひておひります。

議会のこの中で、より議論を深めたいといったような思ひの中での発言でござひました。行き過ぎた発言、そして行き過ぎた不本意な発言であったということをお心からおわび申し上げまして、これからの議会運営にあたって、一緒になつて協力していきたいと存じますので、今後またよろしくお願ひいたします。

○ 議長 松川秀清 午前に引き続き一般質問を行います。

次に8番 具志堅正英議員の発言を発言を許可します。8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英

#### 1. 本町の公衆トイレの整備計画について

皆さん、こんにちは。午後1番の一般質問、議長の許可を得ましたので、通告書に従ひ一般質問をいたします。

今回の一般質問ですが、その前に今回の台風6号の被害状況について、私の知っている限りですけれども、一番被害が個人的に多かつたのは停電でござひました。冷蔵庫の中のもの全部、妻の実家と私のほう、2軒全部腐れました。それから停電によってテレビが両方の家とも全部駄目になりました。その原因はというと、高圧線の1,600ボルトの高圧線が切れたことによつて、雷ほどの放電みたいなのが起きて、家電がショートしたと。そういう説明を受けました。それからその1,600ボルトの電線が切れたことで、その電線の切れたちょうど真下に水たまりがあつて、そこへ電線が接触して爆発が起きたと。その爆発と同時に巨大なフクギの木が根元から倒れました。そういう状況もありました。それから並里区の大嵐地域では、県営並里線の大規模な土砂崩れが起きまして、通路を全部塞ぐような状況でした。

それから、並里のあそこはふくぢ地域ですけれども、その満名川の上流の川沿ひの斜面が全部土砂崩れで、川が半分ほどその土砂崩れとともに落ちてきた木で塞がれておひります。その復旧には半年から1年ぐらひかかるだろうという土木事務所の説明でした。こういう状況の中で、本

町の役場の皆さんもそれから建設業者の皆さんも一生懸命、普及に努めていただき、本当にありがとうございます。心から感謝を申し上げます。

それでは本題に移りまして、一般質問に入ります。

質問事項 1、本町の公衆トイレの整備計画について。質問の要旨、新型コロナウイルス感染症が2類から5類への移行に伴い、町民の行動も活発になり、人々の移動も活発になっています。また、本町への観光客の誘客も大変多くなっています。コロナ前のオーバーツーリズムの状態になりつつあります。このようなときに、また同じ問題が地域の住民や県内、県外、さらに外国人からもトイレの苦情が寄せられております。特に障害のある方やお年寄りや、足の不自由な方、そして車椅子の方、妊婦等からも苦情が寄せられています。そこで次の点について、伺います。

①本町の公衆トイレを和式トイレから洋式トイレのウォシュレットに整備する。②本町の公衆トイレに多目的（車椅子・妊婦・乳幼児）トイレを整備する。③本町の公衆トイレにシャワー室を整備する。④本町の観光地の公衆トイレを上記の用途に整備できるかどうか伺います。

二次質問は自席に戻りまして行います。以上、よろしく申し上げます。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 具志堅正英議員より、本町の公衆トイレの整備計画について質問がありました。お答えいたします。

まず1点目の和式トイレから洋式トイレ、いわゆるウォシュレットトイレへの整備の可能性についてお答えいたします。本町の観光地の公衆トイレは10か所ございます。そのうち、和式便器が17か所、洋式便器が20か所となっております。

洋式トイレへの変更につきましては、和式トイレに比べ広いスペースが必要となります。また、施設によってはトイレ用水に再生水を使用しており、ウォシュレットトイレの使用に適さない場合もございます。

施設的な課題のほか、衛生面の観点から、不特定多数の方が利用する洋式トイレやウォシュレットを避ける方もいらっしゃるため、全てのトイレの洋式化及びウォシュレット施設に置き換えることは、慎重な検討が必要かと考えているところでございます。

なお、和式便器が2か所ある施設は、1か所を洋式に変える等の対応を検討してまいります。

次に、多目的トイレの整備についてでございますけれども、本町の観光地の公衆トイレ10か所のうち8か所に身体障害者用トイレが整備されております。

しかしながら、現在のところベビーチェアやおむつ交換台の設備の備えはございません。今後、施設の安全性や機能維持管理体制についての観点から、設置が可能かどうか検討してまいりたいと、このように考えております。

3点目の公衆トイレのシャワー室整備についてお答えいたします。

現在、本町がビーチ指定をし管理を行っているビーチはございませんが、本町には美しい砂浜が多いため、住民や観光客の方が、自己判断で遊泳している状況となっております。遊泳場所の周辺では、シャワーのサービスを行っている民間事業者もあることから、現時点で町による新た

なシャワー施設の整備の予定はございません。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 どうもありがとうございます。

それでは二次質問に移らせていただきます。このトイレの問題は、私令和2年9月の定例議会でも一般質問しておりますが、なかなかこのトイレの整備というのは進んでおりませんけれども、修理とか改修等は結構進んでいるんじゃないかと思いますが、前回のときに指摘しました大堂のトイレはよく修繕して、今はきれいになっております。ああいうふうに修理して使えるようにしますと、地域の方々もトイレをきれいにしてまいりますので、ぜひ今故障しているトイレ、何か所かありますけれども、この間ちょっと調べてみたんですけれども、まず一番目立つのが、谷茶公園の水納島航路側のトイレ、そこのトイレの多目的トイレが内側から鍵がかからない。膠着している状態になっています。同じトイレの女子トイレのドアが外れて使えないような状況です。それから大浜の多目的広場の以前も指摘しましたが、トイレが2つほど「故障」の標示がされて使えないようになっております。こういうところの修理、改修の計画はされているのか伺います。

○ 議長 松川秀清 建設課長。

○ 建設課長 渡久地 要 8番、具志堅議員にご説明いたします。

谷茶公園の故障箇所に関してですけれども、計画等は明確にはございませんが、随時、確認できたところから予算を使って修繕を行うということで今、対応しているところでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 8番、具志堅議員にご説明いたします。

大浜のほうの多目的広場にあるトイレの件につきましては、故障している女子トイレのほうがございます。こちらに関しても、去る6月議会でも一般質問に上がっておりまして、財政当局と予算の調整を行っておりまして、整備をしていく計画となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 多目的トイレは、車椅子トイレもドアの鍵が故障してしまっていて、膠着していますので、そこも見てくださいと思います。

それから桜の森公園の遊具のある場所のトイレですけれども、そこは、手洗い場の照明の電球が根元から腐食して、垂れ下がっております。それと分電盤の扉が開いたままで、ちょっと危ないような状況ですけれども、そこもチェックをお願いします。

こういうふうに割かし全体的には、本町の公衆トイレ、よく掃除されてきれいなところもありますけれども、何か所か、台風の影響もあるんでしょうけれども、特にカルストの奥のほうの公衆トイレですけれども、水が出ない。それから便器に汚物がたまっただまになっておりますので、その辺のチェックもお願いしたいと思います。

これは闘牛場のトイレも結構、電気が点いたり点かなかったりするような状態がありますので、

そこもチェックしていただきたいと思いますが、闘牛場は指定管理でしたか。これはどうなっていますか。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 宮城 健 具志堅正英議員に説明いたします。

闘牛場のトイレに関しては、指定管理で行っております。闘牛組合のほうで指定管理をしております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 一応、観光施設でありますので、闘牛が行われない場合でも、近くにはいろいろな施設がありますので、その辺利用される方が散歩に来られるかもしれませんので、よく出入りは自由にできるようになっておりますので、その辺、チェックをお願いします。それから昔からの三連の小便器があります。陶器でできていないやつ。運動公園とそれから今言った、大浜の多目的広場に設置されているやつですけども、あれも何とか陶器の小便器に替えないと、臭いがするという苦情も出ていますので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

あと、今町長からもありましたとおり、一応よく整備され、修理されてはいますけれども、かなりいかんせん、たくさんの公衆トイレが本町にはありますので、その辺地域の人に委託してやっているところは結構きれいです。例えば、石くびり公園の下の公衆トイレとか、それから瀬底大橋の入り口の公衆トイレ、それから備瀬のほうの2つの公衆トイレはよく掃除されております。ただいかんせん、何と申しますか、指定管理されているところがちょっと掃除が行き届いていないのかなというところも見られますので、その辺管理者とよく協議をしていただいて、やっていただきたいと思います。

それでは次に、ハーソー公園の新しくできたトイレ、そのトイレのコインシャワーなんですけれども、このコインシャワーの利用状況について、ちょっとお伺ひしたいです。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 8番、具志堅議員にご説明いたします。

具志堅議員からご説明のありましたハーソー公園のシャワー・トイレ設備についてであります。これは町がコロナ交付金を使って、令和3年度に整備したトイレとなっております。1回200円でシャワーを利用できるようになっておりまして、昨年令和4年度の実績で741件の利用がありました。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 これは男女2基ずつ、計4基ありますが、トータルで741件ですか。金額にすると幾らぐらいになるんでしょうか。

○ 議長 松川秀清 農林水産課長。

○ 農林水産課長 平安山良信 8番、具志堅議員にご説明いたします。

令和4年度の売上金額であります。14万8,200円となっております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ **8番 具志堅正英** このハーソー公園の利用件数が741件で、売上げが14万8,200円、令和4年、まだコロナの影響も残っていると思いますけれども、今年の8月ぐらいまでの売上げは分かれますか。

○ **議長 松川秀清** 農林水産課長。

○ **農林水産課長 平安山良信** 8番、具志堅議員にご説明いたします。

今年度の実績につきましては、まだ整理しておりません。

○ **議長 松川秀清** 8番 具志堅正英議員。

○ **8番 具志堅正英** 多分、令和4年度よりは多くなると思いますが、ただキャンプ場の附帯施設という施設だと思いますけれども、その割にはちょっと、利用件数と売上げが伸びていないのかなという不安があります。こういうコインシャワー付きの公衆トイレ、これからも整備する気持ちがあるのかどうか、伺います。

○ **議長 松川秀清** 企画商工観光課長。

○ **企画商工観光課長 宮城 健** 8番 具志堅正英議員にご説明いたします。

シャワーシイレ付きの施設なんですけど、これからも造っていく予定があるかということがございます。先ほどの町長の答弁の中にもありましたとおり、シャワーが必要なトイレというのは、やはりビーチ周辺に多いかと思っております。例えば備瀬あたりが、自然のビーチがありますので、そこで利用されるお客様が多いのかなと感じてはいるんですが、ただそのほうにもやはり民間でシャワー施設を造って利用されている、お客様に提供しているところもございますので、町として新たなビーチ、シャワートイレの設置というのは、今のところ考えてはございません。以上です。

○ **議長 松川秀清** 8番 具志堅正英議員。

○ **8番 具志堅正英** それでは一番、このシャワートイレは夏場の需要が多いですので、年間通して利用が多いのは、シャワーではなくて、普通のトイレか、もしくは一番要望されているのは、車椅子用のトイレなんです。本町の公衆トイレ、ほとんど車椅子用のトイレがありますけれども、いかんせん、建てた時期が古くて、備瀬崎のトイレと、それから備瀬の馬場のトイレ、それから谷茶公園のバスケットコートのところのトイレは、車椅子用、多目的トイレが設置されておりませんので、ぜひこの3つのトイレに車椅子用トイレを設置していただきたい。そういう要望が地域の住民それから県内、県外の観光客の皆様からも要望が出ておりますので、ぜひこの辺はチェックをし、多くの人利用するトイレですので、その辺の整備をよろしくお願ひしたいと思います。この辺について、町長いかがですか。

○ **議長 松川秀清** 町長。

○ **町長 平良武康** 必要かどうかといったようなことですが、再度その辺の調査をしっかりやって、そして必要があるというようなことであれば、それは設置に当然しなければいけないし、またトイレ全般について、先ほどからそうですけれども、設置してあとの維持管理、そういった面もしっかりと対応していきたいと思っております。設置については、再度しっかり調査

をして、判断していきたいところ考えます。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 それでは本町の公衆トイレ、水納島含めまして20か所ありますけれども、今回19か所を一応見て回りましたけれども、男子のトイレは洋式トイレが12基、和式が10基、そして女子は洋式が23基、和式トイレが15基あります。この和式トイレを洋式化するという計画とかはありますか。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 宮城 健 具志堅正英議員にご説明いたします。

和式トイレを洋式化ということでございます。今、検討している場所が備瀬の馬場の近くにあるトイレです。そこは男子トイレが、小便器が2か所、大便器が1か所ございます。この大便器1か所が和式でございますので、その和式トイレを洋式にかえるのか。それともその隣に道具入れがございますので、そこの道具入れのほうを改修を入れて洋式化するかというようなことを、今検討しているところでございます。今のところ、先ほどもお話がありましたように2か所あるうちの1か所は洋式化というふうなことで今、考えておりますので、備瀬の1か所あるところに、もう1か所追加でトイレを入れて、洋式と和式にしようかというような検討をしているところでございます。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 備瀬の馬場のほうの男子トイレの和式を洋式にかえる。備瀬崎のほうのトイレの和式トイレを洋式にかえる予定はないですか。

○ 議長 松川秀清 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 宮城 健 具志堅正英議員にご説明いたします。

備瀬崎のほうは、男子トイレが大便器が1か所、和式がセットされておりますが、和式と洋式どちらが利用勝手がいいのかということでもありますが、今のところ衛生面の点から、やはり洋式よりは和式という方もいらっしゃることも事実であります。なので少し検討しながら、やはり洋式のほうがいいというのであれば、洋式にかえていくというようなことも考えていかなければいけないのかというふうに思っているところであります。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 備瀬崎の公衆トイレ、男子和式1基、女子和式2基、全部和式トイレです。ですから両方に1基ずつどうしても洋式トイレが必要だと思いますので、その辺の検討はできませんか。

○ 議長 松川秀清 休憩します。

休 憩 (午後2時09分)

再開します。

再 開 (午後2時10分)

企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 宮城 健 具志堅正英議員にご説明いたします。

備瀬崎のトイレに関しては、女子のほうは今、私たちのほうで把握しているのは確認したとこ

ろでございますが、女子トイレのほうは1か所が洋式トイレだというふうに把握しております。以上です。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 女子のほうはそれでいいとして、男子のほうにも洋式トイレを1基お願いじゃなくて、ぜひ整備してもらいたいと思います。

町長は、日頃から本部町まるごとテーマパーク構想という形で言っておられます。本町どこにでも観光客の皆さんがおられますので、ぜひこういういろんなところにある本町の公衆トイレです。もう少し使いやすいように整備してもらいたいと思いますが、これからどういうふうに整備されるか、お考えがあるか。その辺のところをもう一度お伺いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 トイレについてですけれども、とても私も気になっておりまして、正直に言いますと、近くに行くときには必ずチェックをするようにしております。不行届きのところ、いわゆる清潔面、掃除、それから臭いがするところもあります。そういった状況がございますので、議員がおっしゃるように観光地としての質のバロメーターになろうかと思っております。トイレの良し悪しは、再度きれいな状態を、どんな観光客が来ても褒められるようなきれいな状態を保たなければいけないと思っておりますので、そういうことで、再度プロジェクトチームをつくるなりして、トイレを総点検して、そしてきれいな状態に保つシステムを構築していきたいと考えております。

○ 議長 松川秀清 8番 具志堅正英議員。

○ 8番 具志堅正英 本町にはいろいろな方がいらっしゃいます。外国の方、それから言葉の分からない方、それからお年寄り、体の不自由な方等、いろいろな方がお見えになりますので、ぜひそういう方々が不快な思いをされないように、本町のトイレを整備していただきたいと思えます。ではこれで終わります。

○ 議長 松川秀清 これで8番 具志堅正英議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩 (午後2時15分)

再開します。

再 開 (午後2時21分)

次に9番 仲宗根須磨子議員の発言を許可します。仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子

1. 野原区内の道路を走る車両の安全走行を促すには

2. 幼稚園児の午後の預かり受入れ体制について

午後の最後の一般質問となります。一般質問の前に一言申し上げます。昨日から豊年祭について、みんな告知されているわけですが、私からも報告したいと思います。渡久地は9月29日、30日と10月1日です。そして10月1日の夕方からは崎本部もあります。そして7日、8日が伊豆味区です。渡久地区の豊年祭10月1日に道ジュネーがあります。その道ジュネーは2時から出発になりますが、その道ジュネーにちなみに私も参加しますので、皆さん浴道から応援してく

れたらありがたいです。そして10月1日、同じ日の6時からは崎本部で山川議員も豊年祭に出演するそうです。皆さんどうか、みんなで応援に行ってください。よろしく願いいたします。

それでは議長の許可が出ましたので、仲宗根須磨子、一般質問に入りたいと思います。

通告書の中で1か所挿入してほしい字句がありますので、訂正をお願いいたします。質問事項2の質問の要旨の中で、共働き夫婦の場合の後に「平日の午後及び」という言葉を入れて、その後の「土曜日の午後」の「午後」を消していただきたいと思います。よろしく願いいたします。訂正しておわび申し上げます。

それでは一般質問に入ります。質問事項1、野原区内の道路を走る車両の安全走行を促すには。

質問の要旨、保育園の送り迎えの時間帯に、区域の道路が混雑し、危険な状態になる時もある。当初の、一方通行に指定された道路を利用せず、それが日常的になっている。

子供の安全を守るためにも、保育園、区民、行政が話し合い善処する必要があると思う。今後の対策をお伺いします。

質問事項2、幼稚園児の午後の預り受け入れ体制について。

質問の要旨、共働き夫婦の場合、平日の午後及び特に土曜日の幼稚園児の預り先を探すのに苦慮している。本町の受け入れ体制について伺います。以上です。

二次質問は自席に戻ってから行います。よろしく願いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 質問にお答えする前に、仲宗根須磨子議員、情報提供ありがとうございました。ぜひ須磨子議員を応援にみんなで行きたいと思っております。また山川議員も道ジュネーに出るんでしたら、みんなで応援していきたいと思っております。町全体で道ジュネーはしかり、そして豊年祭を盛り上げていこうじゃありませんか、皆さん。ありがとうございます。

それでは質問にお答えいたします。

仲宗根須磨子議員より2点の質問がございました。1点目の野原地域内の道路についてのことは、私のほうからお答えいたしまして、2点目の幼稚園の受け入れ体制については、教育長のほうからお答えいたします。

1点目の、幼稚園の送り迎えの時間帯の道路の安全確保についてでございますけれども、今回の質問にあります道路につきましては、保育所への入り口として利用する道路として、出口として利用するこの道路につきましては、保育所から保護者に対してのいわゆるチラシを配布いたしまして、送迎方法についての協力を現在、お願いしているところでございます。

当該道路につきましては、入り口は町道となっており、出口は農道となっております。そのため、保育園の送り迎えのための交通規制等を設けることは難しい現状でございます。

このことから、保育園から保護者に対しまして協力の周知を再度図るよう、あらためてその対応をお願いしていきたいとこのように考えております。

○ 議長 松川秀清 教育長。

○ **教育長 知念正昭** 仲宗根須磨子議員の2点目の質問事項2. 幼稚園児の午後の預り受け入れ体制について、お答えいたします。

現在、町内の各幼稚園では、平日においては午後2時から午後6時まで預りを行っております。土曜日は開園していない状況であります。

質問をいただきました土曜日の預り受け入れについては、可能かどうかを含めて、関係機関及び関係各課で協議等が必要かと考えております。以上です。

○ **議長 松川秀清** 9番 仲宗根須磨子議員。

○ **9番 仲宗根須磨子** 野原区の道路の現状からですけれども、ちょっと今の現状を説明したいと思います。当初、決められていたルートがあるようなんですけれども、進入して迎えてまた出口に行くということなんですけれども、この迎えて出口のこのルートを守らずに今、保護者たちが区内の道路を走っているということで、区民から苦情が出ています。

例えば、保育園の迎えの時間帯と区民の仕事が終わってくる時間帯が重なると、区民が自分の家の前で仕事が終わっての荷物を下ろすために、車を一時止めているときに、保育園側から来た車がクラクションを鳴らして「どけ」といわんばかりに行くので、区民のほうは道を譲って、また戻るというような、そういうことが毎日、たびたび起こっているのです。それがたまにだと我慢できるけど、毎日我慢を強いられているという状況だということです。この保育園側から迎えて出てくる道は、本来のルートではない道です。そこを本来のルートを守ってくれたら、そういうことは起こらないということです。そしてもう一つは、区内の道路を走行しながら母親が化粧しながら運転しているのを見かけたりもする。朝の忙しい時間帯なので、もうそういう時間的な余裕もないのかと思いますけれども、それもちょっと心配であるということで、それで区の方たちとしては、保育園ができて、子供たちが保育士に連れられてヤギを見に来たり、ヤギに餌をあげたりする。そういう光景はとてもかわいくて元気が出るし、区全体も活気づくのです。それだけにこの子どもたちが事故とかに巻き込まれずに、安全に過ごしてほしいということで、今回の相談なんです。

ですから、私も保護者がきちんと守ってくれば、こういうことは起こらないと思いますけれども、一度保育所と区民で話し合うことは必要なんですけれども、この話し合いの仲立に行政が入るということはできないのか。行政が入ればもっと保護者もこういうルールを守ってくれるのかなと思って、行政が入ることはできないかということをお伺いします。

○ **議長 松川秀清** 子育て支援課長。

○ **子育て支援課長 崎原 誠** 9番、仲宗根議員に説明いたします。

質問にある道路につきましては、町長の答弁にもありましたとおり、町道、農道となっておりまして、その規制について、この片道という規制があるわけではない所でありまして、それで保育所側から入り口、出口の協力をお願いという形をとっている状況です。

ちょっと私の記憶の範囲内ですけれども、保育所建設当時に住民説明会の中で、やはりこの保育所ができることによる送迎の際の交通量の増加というのが懸念されていたところでした。それで

町の対策として町道側のほうにすれ違いができるようなスポットを設けて、整備しますということで、それを実際に行ってきたというところもあります。

ですので、議員おっしゃる話合いにつきましては、必要があれば私ども子育て支援課のほうが入ることも可能ではありますが、今は規制のない道路ですので、一般的な道路ですので、まずはその周知について、改めてお願いしていきたいと考えております。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 規制のない道路ということで行政側が入るのは難しいということなんですけれども、まず課長がおっしゃったように、保育園側と区民側とで話し合いを持ってもらって、それでも守られないようなら、行政も入って善処するというので、そういうことで進めていけたらいいなと思います。そういうことを強く望みます。それでは早い時期にお願いしたいと思います。

それでは次の質問にいきます。2点目の質問事項、幼稚園児の午後の預り受け入れ体制について。今は、幼稚園児の午後の2時から午後6時まで預かりを行っております。これは平日ですよね。土曜日は開園してしないということです。では土曜日の受け入れ体制について今、移住者の方から土曜日の受け入れ体制が、子どもを預かってくれるところがないということで困っているということで相談があります。制度上、土曜日は開園していないということではありますが、そうではあっても、この制度から弾かれて実際に困っている人がいる中で、行政としてどういうふうに今からやっていくのか。何か手だてはないものかと思って今、土曜日の預かりについて、当局が考えていることとかがあるのかどうか、お伺いいたします。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 9番、仲宗根議員にご説明いたします。

先ほどの教育長の答弁にありましてとおり、土曜日の預かりが可能かどうかというのは、やはり我々教育委員会、幼稚園を管轄しているんですが、また民間のほうでも幼稚園児、5歳の預かりも過去にもあったということも聞いておりますので、委員会だけではなくて、関係する課とどのような体制で、どのような形で受け入れられるかどうかというのは、役場内でも議論はしないといけないと思いますが、教育委員会としては、県のほうでもアドバイスをもらいながら可能かどうかは検討する必要があるのかなと考えております。以上です。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 民間の預かりも前にはあったと私も認識しております。しかしながら、今はほとんど民間のほうで預かるということはありません。ひかり保育園とかも、今は学童だけで幼稚園児の預かりは受け入れていません。そこで民間が受け入れできなくなって困っているという人が出てきたという状態です。幼稚園児については、一番幼稚園生のほうが土曜日の受け入れにとっても受け入れする施設が必要なのに、そして公立ができないのを今まで民間が補っていたのに、この民間の方々が預かりができなくなった理由の一番の原因は、経済的な問題なんです。採算が合わないということで、幼稚園児の預かりはやめているということでございます。

公共の施設で受け入れられない部分を民間の方々が受け入れているのに、それに対しての何らかの支援がなければ続けていくことはできないんじゃないかと思います。絶対に公立だけでできないものをせっかく民間が受け入れている。でも経済的に厳しくてできないとなると、何らかの形で支援をしていただけないものかと。そして支援することによって、受け入れることができ、それがこの受け入れてくれた家庭も全部、親も仕事ができうまく生活が回っていくんじゃないかと思いますけれども、公立で受け入れられない分を受け入れる、民間への支援体制とかを考えているかどうか伺います。

○ 議長 松川秀清 教育委員会事務局長。

○ 教育委員会事務局長 有銘高啓 9番、仲宗根議員にご説明いたします。

教育委員会としまして、その民間活用というところは、ちょっとまたいろいろと検討があるかと思いますが、その支援の構築をするにあたって、財政的なものを伴うと思いますので、それはちょっと財政当局と予算の面を詰める、調整する必要があると思いますが、どのような形でできるかどうかというのも、内部で検討が必要かと思っております。以上です。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 国頭村の例を挙げますと、幼保連携型のこども園というのができています。幼稚園児も保育園児も一緒に預かれるこういうシステムですね。そしてその隣には、経営自体は違うんですけども、すぐ隣には学童も預かる学童クラブもできています。そういうふうなやり方もあると思うので、今すぐに確かに国頭村の担当者の話を伺ってきたんですけども、このこども園をつくるには大変な業務だったらしいです。いろんなことがあって、まずは土地の取得、そういうこともあります。18筆の土地があってそのうち12筆は地元に住んでいる人だけ、あとは中南部に住んでいるということで、それでもその人たちへの用地買収、取得交渉も重ねて、そして申請もいろいろとしながら、そして農振法にひっかかっているところもあったので、それも外して、いろんな苦勞をしながらですけども、企画してから4年で造り上げたそうなんです。そういう苦勞をなされてやったと言っていました。私は「大変苦勞されたんですね」と言ったら、その担当者の一言は、「そのときの用地買収とかの1年間は、ほかの業務もこなしながらだったので、死ぬ思いでした」と言いました。それほど大変なことだというのは分かっています。けれども、この土曜日の受け入れをどうにかしないことには、我が本部町の発展にもつながらないのではないかというふうに私は考えています。住みよいまちづくり、働く夫婦たちが自分の子供を土曜日も預けられる環境、そういうのが整っているまちが子育てしやすい環境なんだと思います。今住宅支援や就労支援とか、給食費無料化、いろいろと一つ一つ住みやすいまちに向かって進んでいると思いますけれども、それに加えて幼稚園児のこの土曜日の預かりもできるようになると、より住みよいまちになっていくのではないかと思います。いろんなことが連動して、豊かなまち、住みよいまちはつくりあげられていくものだと思うので、このこども園の設立に向けて、ぜひ今すぐできるものではないけど、近い将来、こういうふうにまちをよくしていくために、こども園を造ろうという思いとか、そういうのが町当局にあるのかどうか。そこをお聞きいたし

ます。

○ 議長 松川秀清 子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 崎原 誠 9番、仲宗根議員にご説明いたします。

こども園につきましては、他市町村でいろいろと整備されているところではございますが、保育園から置き換えてとか、そういった形態があるのかなと思っています。本町でそれをするためには、現在の法人保育園とか幼稚園とか、そういった兼ね合いもありますので、慎重に検討する必要があるのかなど。子ども・子育て計画の中では、必要に応じて検討していきますということで、明記しているところがございます。

今回補正予算でも上げています。ニーズ調査を今年度実施する予定となっておりますので、その中で町全体としてのニーズを確認しながら、こども園の必要性も含めて検討することになるかと思えます。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 住みやすいまちづくりに向けて、一応前向きに検討する必要があるということでしたので、ぜひ検討してくれることを望みます。せっかく町長がここまでいろんな施策をして、住みよいまちづくりに一歩、一歩前進しているわけですから、こういう子育ての面でも5年先、10年先になるかもしれないけど、それをするには今から一歩踏み出しておかないと、5年たっても10年たっても変わらない町になると思うので、前向きに検討してくれることを強く望みます。最後に町長の見解をお伺いします。

○ 議長 松川秀清 町長。

○ 町長 平良武康 子育て支援につきましては、仲宗根須磨子議員がおっしゃるとおり、極めて重要なことだと思っています。国全体でもそうですし、うちの町でもそうですし、若者が結婚をして、そして子供ができて、そして共働きをしながら子育てがしっかりとできるように、その体系を整えるといったようなことは、極めて重要なことだと。強く認識しております。現実の中で、少子化が一層進行する中で、認定こども園を今すぐにとはいかないと思えますけれども、長いスパンの中でしっかりと調査をしながら、検討を重ねながら、そしてまたできて後に後悔をしてもいけませんので、真剣にその辺は精査をしながら、検討を加えながらやっていきたいと、このように考えます。

○ 議長 松川秀清 9番 仲宗根須磨子議員。

○ 9番 仲宗根須磨子 本当に慎重に精査は大事なことだと思います。一つだけ申し上げますと、国頭村はこの場所に建てるにあたって、津波への対策もそういうことも考えて、かさ上げして建設したそうですので、小さなことも大きなこともいろいろと精査しながら、よりよい住みよいまちに向かって、今から本気で取り組むことを望んで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○ 議長 松川秀清 これで9番 仲宗根須磨子議員の一般質問を終わります。

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、第5回本部町議会

定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

本定例会に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第5回本部町議会定例会を閉会します。

閉 会 (午後2時49分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

本部町議会議長 松 川 秀 清

本部町議会議員 崎 浜 秀 昭

本部町議会議員 比 嘉 由 具